

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援**します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上 [取組開始年度から5年後まで]）

<事業の内容>

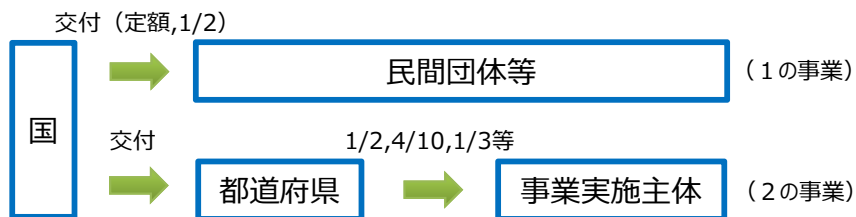
1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

- 浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、漁業等への参入を希望する企業等と漁村地域とのマッチング等を支援**します。

2. 水産業強化支援事業

- 漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、コスト削減・作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去**やプラン策定地域における**密漁防止対策等について支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災減災等に必要な整備を支援
- ・産地市場の電子化や生産コストの削減、作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



種苗生産施設



津波避難タワー



荷受け情報の電子化

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・漁業現場のICT化に向けた調査・検討等の取組を支援
- ・地域資源の活用推進、災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援

<対策のポイント>

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。

<政策目標>

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持〔令和6年度まで〕）
漁業者数又は漁業集落協定参加者数を維持

<事業の内容>

1. 離島漁業再生事業

- 離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、**共同で漁業の再生等に取り組む漁業集落に対し、交付金を交付**します。

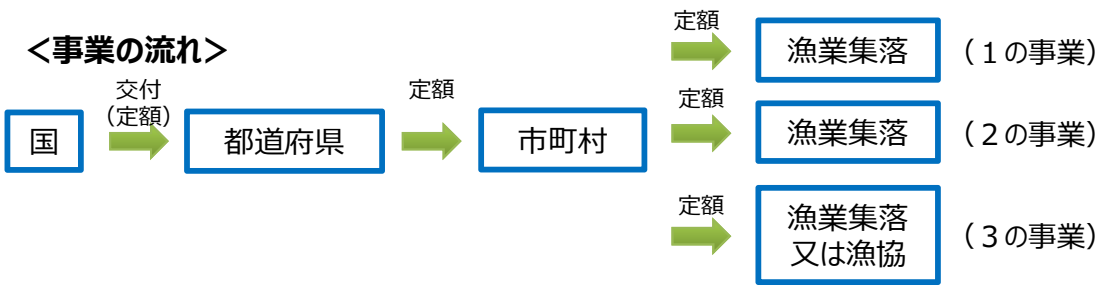
2. 広域漁業集落活性化モデル事業（拡充）

- 単一の漁業集落では解決困難な流通改善等の課題や資源管理に関し、**広域漁業集落協定を締結することにより、新たに取組む広域活動に対し、交付金を交付**します。

3. 離島漁業新規就業者特別対策事業（統合）

- 「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船等を当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に**最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 離島漁業再生事業

【交付対象活動】

- ① 漁業の再生に関する話し合い
- ② 漁場の生産力向上のための取組
種苗放流、漁場の管理・改善、
産卵場・育成場の整備、漁場監視等
- ③ 漁業の再生に関する実践的な取組
新規漁業・養殖業への着業、
低・未利用資源の活用、高付加価値化、
販路拡大、海洋レジャーへの取組等



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖

2. 広域漁業集落活性化モデル事業

【取組事例】

広域漁業集落協定に基づき、各漁業集落の水揚げを一括管理し、新技術による鮮度保持を行い、大規模市場への出荷等の取組を支援します。



3. 離島漁業新規就業者特別対策事業

【支援内容】

漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・漁具を、新規就業者に貸付を行う際のリース料を支援します。



<対策のポイント>

特定有人国境離島地域における漁業集落の維持を図るため、**漁業・海業の起業又は事業拡大による雇用機会の拡充を図るための取組を支援**します。

<政策目標>

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持〔令和6年度目標〕）
漁業者数（海業を支援する場合は就業者数）の維持・増加

<事業の内容>

○ 以下の取組を市町村が支援する場合に要する経費に対して、交付金を交付します。

① 雇用を創出するための取組

新たな漁業又は海業※に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費を支援します。

※「海業」とは、所得機会の増大を図るため、漁村の人々が、その住居する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。事例としては、水産物の直売、漁家民宿、体験漁業、釣り等。

② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

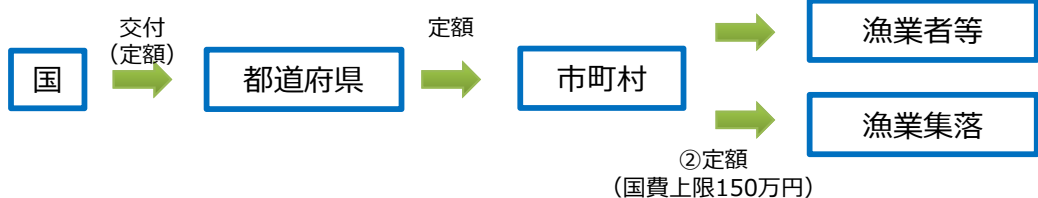
漁業集落が上記①の取組を効果的に進める上で**基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する一定の経費を支援**します。

【対象地域】

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域

- ① 定額（国費上限600万円）
3名以上常勤雇用する場合（国費上限800万円）（拡充）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【取組事例】

① 雇用を創出するための取組

- 地域の水産物を利用した漁家レストランや水産物の直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

- 漁業集落内の景観の維持又は保全に取り組む経費を支援します。



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課（03-6744-2392）

<対策のポイント>

被災した漁業協同組合、水産加工業協同組合等の水産業共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設等)のうち、規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設の整備を支援します。

<政策目標>

我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興 [令和2年度まで]

<事業の内容>

1. 水産業共同利用施設復旧整備事業

- 被災した漁業協同組合、水産加工業協同組合等の**共同利用施設**(荷さばき施設、加工処理施設、鮮度保持施設、給油施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等)のうち、**規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設等を整備する場合に、整備費の一部を助成**します。
- 地震や津波により被害を受けた漁港が**必要最低限の機能回復を図るための施設**(係船環、車止め、物揚場等)及び**漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、整備費の一部を助成**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

(補助対象施設の例)



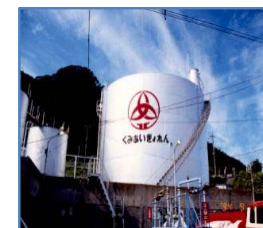
荷さばき施設



加工処理施設



鮮度保持施設



給油施設



カキ・ホタテ等
養殖施設



魚類・貝類
種苗生産施設



さけ・ます
種苗生産施設



物揚場等の係留施設

【お問い合わせ先】 (1) 水産庁防災漁村課 (03-6744-2391)
(2) 水産庁栽培養殖課 (03-6744-2383)

<対策のポイント>

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による**実施体制の整備**や**観光コンテンツの磨き上げ**、**滞在施設等の整備**等を一体的に支援するとともに、戦略的な**国内外へのプロモーション**や地域が抱える課題解決のための**専門家派遣**等を支援します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加 (1,450万人 [令和2年度まで])
- 「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出 (500地域 [令和2年まで])

<事業の内容>

1. 農泊推進事業

- 国内外の旅行者の農山漁村地域への呼び込みを促進するため、農泊の**推進体制構築**や地域資源を活用した魅力ある**観光コンテンツの磨き上げ**、**インバウンド受入環境の整備**及び**専門人材の確保**等を支援

※ 人材交流・ビジネス支援対策 (770百万円) も活用し支援

2. 施設整備事業

- ① **古民家等を活用した滞在施設**や**体験・交流施設**、**活性化計画に基づき農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設**など、農泊を推進するために必要となる**施設の整備**を支援 (市町村・中核法人実施型)

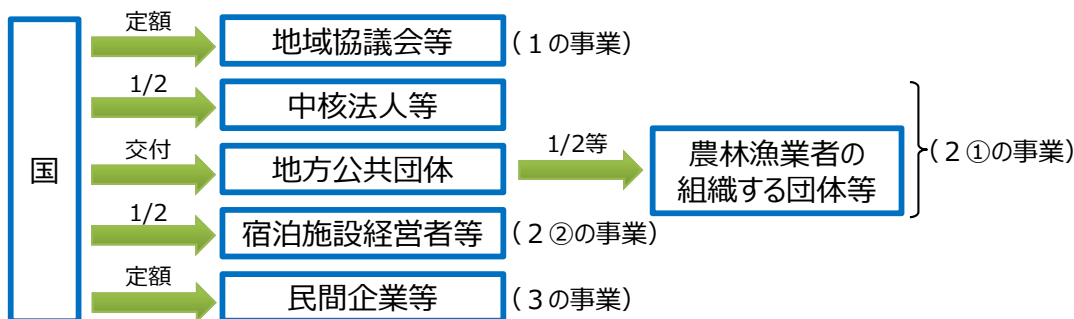
- ② 地域内で営まれている**宿泊施設の質の向上**のため、インバウンドを含む**個人旅行者等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修**を支援 (農家民泊経営者等実施型)

3. 広域ネットワーク推進事業

- **デジタル情報**を活用した**戦略的な国内外へのプロモーション**や**大規模展示会への出展・商談会の開催**、高度な経営ノウハウの習得などの課題を抱える地域に対し、ワンストップで**課題に応じた専門家派遣・指導を行う等の取組**を支援

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【1の事業】

- **事業実施主体** 地域協議会、地域協議会連合体、DMO等
- **事業期間** 2年間等 ○ **交付率** 定額



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



インバウンド受入環境の整備

多言語への対応



Wi-Fi環境の構築



トイレの洋式化

【2①の事業】

- **事業実施主体** 市町村、地域協議会の中核法人等
- **事業期間** 2年間 ○ **交付率** 1/2 (上限2,500万円、5,000万円、1億円)

(活性化計画に基づく事業)

- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間 ○ **交付率** 1/2等



古民家を活用した滞在施設



廃校を改修した大規模滞在施設

【2②の事業】

- **事業実施主体** 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
- **事業期間** 1年間 ○ **交付率** 1/2 (上限1,000万円/軒)

【3の事業】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



課題に応じた専門家の派遣・指導

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)